

研 究

公共圏（公共空間）と中国憲法学

——北京・三味書屋の試みに注目して——

Public Sphere and Constitutional Law in China:
Challengings of SanWei Bookshop Tea House in Beijing

石 塚 迅*

目 次

はじめに

- 一 憲法学，中国研究，公共圏（公共空間）論
 - 1. 中国研究と公共圏（公共空間）論
 - 2. 憲法学と公共圏（公共空間）論
 - 3. 中国憲法学と公共圏（公共空間）論
 - 二 北京・三味書屋の模索
 - 1. 沿 革
 - 2. 毎 週 講 座
 - 三 公共圏（公共空間）の発展を妨げる「前門の虎，後門の狼」
 - 四 中国憲法学の課題再論
- おわりに

はじめに

北京の繁華街西単から徒歩数分のところに、「三味書屋」という名の小さな民営書店がひっそりたたずんでいる。人文・社会科学，芸術の書籍・雑誌を多く販売している。茶館も併設しており，学術・文化交流の場としても，これまで学術講演会やミニコンサートを数多く開催してきた。経済

* 嘱託研究所員・山梨大学生命環境学部准教授

発展に邁進し人も街もせわしない北京の中で、私は、ゆったりと時間が流れていくようなこの三味書屋の雰囲気が好きで、しばしばここを訪れたことがあった。

筆者の専攻は中国憲法および比較憲法である。憲法学を縦糸に、中国(東アジア)研究を横糸に、布を織っている。近年、その縦糸においても横糸においても、市民社会、公共圏、公共空間についての理論的・実証的研究が注目を集めている。そうした諸研究は、その多くが市民社会の勃興・再興、公共圏(公共空間)の拡大を好意的に捉え、それらに社会変革・社会改良の契機を見出そうと努めている(ただし、後述するように、憲法学では公共圏(公共空間)論を懐疑的に捉える立場も少なくない)。憲法学者の本秀紀氏は、こうした状況について、「『市民的公共圏』はいまや、およそ一六〇年前にヨーロッパを徘徊し討伐の対象とされた、かの『妖怪』とは異なって、いわば上下左右から期待を集める『英雄』のごとくである¹⁾」と評しているが、筆者も同様の印象を抱いている。

周知のとおり、「(市民的)公共圏」研究の嚆矢となったのは、1962年に刊行されたJ・ハーバーマスの『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究—』である。ハーバーマスは、市民的公共性(圏)を「公衆として集合した私人たちの生活圏」として把握し、私人たちの政治的論議が文芸的公共性(圏)を形成し、やがてそれは政治的公共性(圏)へと発展していくと論じた。政治的公共性(圏)は、「公論をつうじて、国家を社会の欲求へ媒介」し、「公共化された事態を批判的公衆の統制下に服させるという機能」をもつ²⁾。同著作は、1990年に新版が刊行されたが、ハーバーマスは新版の中でその理論的枠組みを転回させる。政治的公

1) 本秀紀『政治的公共圏の憲法理論—民主主義憲法学の可能性—』(日本評論社)2012年、177頁。なお、「かの『妖怪』」とは、いうまでもなく、マルクスとエンゲルスが『共産党宣言』の冒頭で示した「共産主義」である。

2) ユルゲン・ハーバーマス著/細谷貞雄・山田正之訳『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究—(第2版)』(未来社)1994年、46-50頁、184頁。

共性（圏）を市民社会と捉え直し、その「制度的核心をなすのは、自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係である」としたのである。ここでの「市民社会という語には、労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない³⁾」。

すでに、このハーバーマスの一連の思想・理論をめぐるのは、数多くの研究の蓄積があり、政治学、経済学、法学、哲学、歴史学等、様々な学問分野で様々な研究者がそれぞれの研究関心・手法に基づいて、ハーバーマスの思想・理論を応用して、具体的な問題の解析を試みている。さらに、これら「市民的公共圏」研究の後景には、星の数ほどの「市民社会」についての研究が広がっている。

もとより、これら膨大な「市民的公共圏」、「市民社会」に関する研究を整理・考察し、自らの観点を提示することは、たとえ、法学の分野に限定したとしても、筆者の能力をはるかに超えている。本論文で筆者がささやかながらなしうることは、中国の憲法学が「市民的公共圏」の問題とどのように向き合ってきたかを考察することである。冒頭で触れた北京の三味書屋という老舗民営書店の願望と模索、およびそれらを阻む障害に焦点をあて、中国における「市民的公共圏」の実践的・理論的課題の一端を明らかにし、あわせて、中国の憲法学がそれら課題にどのように応答できるのかについて検討を進めたい。

一 憲法学、中国研究、公共圏（公共空間）論

1. 中国研究と公共圏（公共空間）論

まず先に、横糸たる中国研究において、市民社会、公共圏、公共空間がどのように扱われてきたかについて、日本国内の先行研究を概観しておき

3) ユルゲン・ハーバーマス著／細谷貞雄・山田正之訳・前掲注2), xxxviii 頁。ハーバーマスの理論的枠組みおよびその転回については、本秀紀・前掲注1)の「第6章：現代資本主義国家と「市民的公共圏」」(176-202頁)をも参照した。

たい。

ハーバーマスが指摘するように、市民社会論が再び脚光を浴びる契機となったのが、1980年代後半の東欧・中欧革命であるとするならば⁴⁾、2000年前後以降の菱田雅晴氏や園田茂人氏ら社会学研究者の手による、中国社会の構造変動や国家・社会関係の変容に着目した一連の研究は先駆的なものである。当時、菱田氏は、「改革開放」の進展によって、国家による社会の「全面嚮導」から、国家と社会との共棲関係（より率直には「怪しげな、胡散臭い両棲関係」）へと中国が変容しつつあると指摘した⁵⁾。また、園田氏は、実証的なデータ分析を通じて、中国の都市中間層、とりわけ私営企業家の政治意識の動向を明らかにした⁶⁾。

これら社会学研究者の研究は、やがて政治学研究者の研究においても参照されるところとなる。例えば、毛里和子氏は、その代表的著作である『現代中国政治』の第3版(2012年)において、現在の中国社会はかなりの領域において二元構造から三元構造への変化が観察できる、と指摘している⁷⁾。毛里氏の着想のヒントとなったのが、上述の社会学研究者たちの研究とアメリカ在住の歴史社会学者黄宗智氏の「第三領域」論である。1994年4月に公表した論文の中で、黄宗智氏は、ハーバーマスの公共圏論に影響を受け、「国家と社会の二元対立は、西欧の経験を抽象化した理想

-
- 4) ユルゲン・ハーバーマス著／細谷貞雄・山田正之訳・前掲注2), i-ii 頁, xxxix-xL 頁。
 - 5) 菱田雅晴「国家と社会の“共棲”」(毛里和子編『大国中国への視座(現代中国の構造変動1)』(東京大学出版会)2000年, 57-90頁), 菱田雅晴「現代中国の社会変動をどう捉えるか」(菱田雅晴編『社会—国家との共棲関係—(現代中国の構造変動5)』(東京大学出版会)2000年, 3-18頁), 菱田雅晴「中国社会変動の構図」(菱田雅晴編・同書), 305-323頁)。
 - 6) 園田茂人「中間層の台頭とその国家・社会関係に及ぼすインパクト」(菱田雅晴編・前掲注5), 217-238頁)。なお、園田氏のその後の関連の研究成果として、園田茂人『不平等国家中国—自己否定した社会主義のゆくえ—(中公新書)2008年をも参照。
 - 7) 毛里和子『現代中国政治—グローバル・パワーの肖像—(第3版)』(名古屋大学出版会)2012年, 6-8頁。

モデルであり中国の近現代には適合的ではない」,「国家と社会との間に第三の空間が存在し, 国家と社会もまたその中に参入している」と論じていた⁸⁾。

なお, 菱田氏や毛里氏らが用いる「社会」という語は, 「一般大衆の生活世界」といった意味で用いられているもので, 後述の憲法学研究でいう「社会」とはニュアンスが異なる点に注意が必要である。

そして, 今日, 現代中国の市民社会や公共圏（公共空間）をめぐる問題を強く意識しそれらを正面から研究対象に据える研究も多くみられるようになった。筆者の問題関心にひきつけていえば, これら研究は大きく三つに分けられる。三つは相互に排斥しあうものではなく, それぞれ複合的に関連しあうものである。

第一は, インターネット言論空間の拡大を公共圏構築と関連づける研究である。インターネットの爆発的普及が中国社会に大きな変容をもたらしたことは疑いがない。すでに, この分野については, 日本においても, 遠藤誉氏の『ネット大国中国—言論をめぐる攻防—』をはじめ多くの研究成果が出されている⁹⁾。その中でも, 例えば, 西本紫乃氏の研究は, ハーバーマスや中国における「市民社会」に関する議論を下敷きにした上で, 中国のインターネット空間を「公共圏」と明確に位置づけ, 最近のインターネット流行語を分析することを通じて, 中国の「公共性」ないし「公共圏」の今後を展望している¹⁰⁾。

第二は, NPO・NGOの勃興から市民社会の形成の可能性を探る研究である。日本では, 聞き取り調査を中心とする社会学者の李妍焱氏らの一連の研究¹¹⁾, 膨大なデータの計量分析を特色とする政治社会学者の辻中豊

8) 黄宗智「中国的“公共領域”与“市民社会”?—国家与社会間的第三領域—」(『愛思想』(<http://www.aisixiang.com/data/29977.html>))。

9) 遠藤誉『ネット大国中国—言論をめぐる攻防—』(岩波新書) 2011年等。

10) 西本紫乃「公共圏としての中国のインターネット空間—中国社会の文化的文脈とインターネット流行語からの考察—」『情報文化学会誌』第18巻第2号(2011年12月) 45-52頁。

11) 王名・李妍焱・岡室美恵子『中国のNPO—いま, 社会改革の扉が開く—』

氏・小嶋華津子氏らの研究¹²⁾等が代表的である。

第三は、「公共知識人¹³⁾」の活躍あるいは苦闘に注目する研究である。これら研究は、中国政府・共産党から独立した立場で社会変革・社会改良を目指して言論活動・社会運動をなす「公共知識人」の活動を省察するものであるが、彼（女）ら「公共知識人」の言論・社会活動に強い共感・連帯感を表明している点、さらには、この問題への日本人の注意・関心を喚起している点が特徴的である。研究であることにとどまらず、彼（女）ら「公共知識人」の言論・社会活動への「応援歌」かつ日本社会への啓発となっている。例えば、及川淳子氏は、雑誌『炎黄春秋』およびそこに集う改革派知識人ネットワークの動向を考察することを通じて、言論空間の変容可能性を指摘している¹⁴⁾、阿古智子氏は、数多くの「公共知識人」に直接インタビューを試み、彼（女）らの言説を分析し、その苦闘を紹介した上で、日本と中国それぞれが公共圏を積極的に発展・越境させることこそが重要であると説いている¹⁵⁾。

（第一書林）2002年、李妍焱『中国の市民社会—動き出す草の根 NGO—』（岩波新書）2012年等。

- 12) 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体—比較の中の中国—』（木鐸社）2014年、小嶋華津子「中国政治と「市民社会」」（高橋伸夫編著『現代中国政治研究ハンドブック』（慶應義塾大学出版会）2015年、141-157頁）、小嶋華津子・島田美和編著『中国の公共性と国家権力—その歴史と現在—』（慶應義塾大学出版会）2017年等。
- 13) 雑誌『南方人物週刊』は、2004年に「中国に影響を与える公共知識人50人」を発表し話題となった。『南方人物週刊』の「公共知識人」の基準によれば、「彼（女）らは学術的背景と専門的素養を具えた知識人であり、社会に提言し公共事務に参与する行動者であり、批判的精神と道義とを兼ね備えた理想主義者である」（「誰は公共知識分子」『南方人物週刊』2004年第7期、16頁）。
- 14) 及川淳子『現代中国の言論空間と政治文化—「李鋭ネットワーク」の形成と変容—』（御茶の水書房）2012年。
- 15) 阿古智子『貧者を喰らう国—中国格差社会からの警告—（増補新版）』（新潮選書）2014年の「第7章：公共圏は作れるのか」（217-240頁）、阿古智子「共産党独裁と闘う四人の中国知識人」『文藝春秋』2014年4月号（第92巻5月号）194-204頁。阿古氏は、インターネットやソーシャルメディアの問題に関して

2. 憲法学と公共圏（公共空間）論

これに対して、縦系たる憲法学では様相がやや異なる。

憲法学は、その体系において、公共圏、市民社会の位置づけに苦慮してきた。毛利透氏は、「公共圏」というのは、憲法学の従来体系にとって異質感をぬぐえない概念である」と述べる。というのも、「憲法学の体系において「公共性」とは国家権力の特性であり、これに対して権利を守られる主体として私人としての個人が対置させられてきた」からである。国家権力の発動には公共性の観点からの制約が課されなければならない一方で、自由を国家が制約してくる時の根拠も最も抽象的には「公共の福祉」であった。公共圏概念は「国家による規制を許容する論理となりかねないという危険をはらんでいることを承知しておくべきであろう」と毛利氏は公共圏概念の安易な使用を戒めている¹⁶⁾。

憲法学は伝統的に「公」と「私」とを区分し、憲法を国家（公権力）と個人（私人）との間を規律する法と把握した上で、その法現象を分析対象としてきた¹⁷⁾。このような伝統的憲法観の中では、社会の様々な集団、およびその活動に積極的に政治的意味を認めようとする市民社会論も居心地があまりよくない。憲法学は、「個人」の意思を問題とする人権論と統一的な「国民」の意思（＝民意）を問題とする国民主権論を区別して論じてきた。「市民社会論が、政治的意思がまさに形成される場を示すのであるとしたら、そのような場は憲法学において占めるべき位置をもたないできたといえる¹⁸⁾」。

「国家と個人の二極対立」論にこだわり憲法学を構成する代表的論者が樋口陽一氏である。樋口氏は、「集権的国家と諸個人の二極構造にあっては、国家から自由な空間に置かれるべき諸個人がすなわち「社会」なので

も造詣が深い。

16) 毛利透『表現の自由—その公共性ともろさについて—』（岩波書店）2008年、3-4頁。

17) 本秀紀・前掲注1)、203頁。

18) 毛利透・前掲注16)、57-58頁。

あり、諸個人と国家の中間に「社会」を想定するのではない」と断じ、「諸個人の自立と自律にもとづく *res publica*（公共社会）」の構築を強く訴える¹⁹⁾。こうした樋口氏の明快な立場に対しては、様々な方面から様々な批判が提示されてきた。本論文の「市民的公共圏」論に関連していえば、樋口氏の論には、「諸個人が他者との対話を続けながら、公論を形成していくことで「市民」となるプロセスが介在する余地がほとんどない」という愛敬浩二氏の批判がある²⁰⁾。

他方で、むしろ、そうした「公論」のマイナス面に着目するのが長谷部恭男氏である。長谷部氏は、立憲主義を、この世には比較不能といえるほど根底的に異なる世界観・宇宙観が多数並存しているという現実を認めた上で、その公平な共存を図る考え方であると説明する。多様な価値観の公平な共存を図るために、立憲主義は、人の生活領域を公と私の二つに区分し、私的領域では、各自の世界観に基づく思想と行動の自由を保障する一方、公的領域では、それぞれの世界観とは独立した形で、社会全体の利益に関する冷静な審議と決定のプロセスを確保しようとする²¹⁾。こうした立憲主義は、長谷部氏にいわせれば、不自然で、人々に無理を強いる枠組みである。そうであるにもかかわらず、彼がこの制度的枠組みを強調するのは、彼の主張の根底に「民主主義に対する懐疑」が存在しているからである。換言すれば、公的領域において人々がそれぞれの世界観・価値観をぶつけあうことの危険性を彼は警戒しているのである。彼は、ハーバーマスを批判して次のように述べる。「ハーバーマスのいう公共圏ないし公共空間は、互いにせめぎ合う価値観もディスコースの倫理に従ってお行儀よく

19) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会）1994年、48-49頁、90頁、樋口陽一『いま、「憲法」は時代遅れか—〈主権〉と〈人権〉のための弁明—』（平凡社）2011年、18-36頁等。近年、樋口氏は自らの立場を微妙に変化させてきてはいるが、それでも、「強い個人」論を堅持し続けている。

20) 愛敬浩二「リベラリズム憲法学における「公共」」（森英樹編『市民的公共圏形成の可能性—比較憲法学的研究をふまえて—』（日本評論社）2003年、72頁）。

21) 長谷部恭男『憲法とは何か』（岩波新書）2006年、8-12頁、54頁。

討議を行い、そこからおのずから公共性が立ち上がるというハッピーな空間であるが、……筆者は討議が公共の利益について適切な解決を示すには、論題の幅自体が限定されることが必要であるとの立場をとっている。逆にいうと、社会全体の利益に関わる討議と決定が行われるべき場（国・地方の議会や上級裁判所の審理の場が典型であろう）以外の社会生活上の表現活動では、そうした内容の制約なく、表現の自由が確保されるべきである²²⁾」。この長谷部氏の論に対しては、ハーバーマスの理論を擁護し公共圏論に可能性を見出そうとする毛利氏による痛烈な批判があるが、この批判については、四で詳述する。

いずれにしても、公共圏や市民社会をめぐる日本の憲法学の議論状況は、それへの賛否も含め、かなり錯綜しているのである。

3. 中国憲法学と公共圏（公共空間）論

それでは、中国の憲法学界の議論状況はどうか。

憲法学者・法哲学者の周永坤氏は、「中国知網（CNKI）」の「中国期刊全文数据库」から「市民社会」をタイトルに掲げる論文を検索・整理した上で、中国国内において、学术界が市民社会について本格的に検討を始めたのは1993年であり、この研究動向は1992年の鄧小平の「南巡講話」の啓発を受けていると指摘する。中国の市民社会に関する研究は、次の四つの分野に大別される。①市民社会の意義と構成要素に関する研究、②中国近現代市民社会の具体的問題についての研究、③市民社会と政治国家の関係についての研究、④市民社会の理論史と実践史に関する研究²³⁾。

ただし、周永坤氏が中国学术界における市民社会についての先行研究として引用している雑誌論文のほとんどは、哲学、政治学、社会学の論文であり、法学論文はきわめて少ない。憲法学の論文に至ってはほとんど皆無である。筆者が「中国知網（CNKI）」で「市民（公民）社会」や「公共圏

22) 長谷部恭男・前掲注21), 76-77頁。

23) 周永坤「Civil Society 的嬗変及其内在邏輯」『清華法学』2014年第4期, 68-69頁。

(公共空間)」をキーワードに検索してみても同様の結果であった。なぜか。

それは、「市民社会」や「公共圏(公共空間)」といった概念が、現在の中国憲法学界の主流にとって、すわりがよいものではないからである。

従来、中国(中華人民共和国)において、言論手段・言論空間の創出は、「人民の国家」としての政府の役割であった。中華人民共和国成立後の初めての本格的憲法である『1954年憲法』は、第87条において、「中華人民共和国の公民は、言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。国家は、必要な物質上の便宜を供給し、もって、公民がこれらの自由を享受することを保証する」と、また、第95条において、「中華人民共和国は、公民が科学研究、文学・芸術創作およびその他の文化活動を行う自由を保障する。国家は、科学、教育、文学、芸術およびその他の文化事業に従事する公民の創造的な活動に対し、奨励と援助を与える」とそれぞれ規定していた。現行の『1982年憲法』では、言論の自由を規定する条文から、自由享受のための物質的基盤の確保に関する文言は削除されたものの(第35条)、芸術・文化活動の自由を規定する第47条には引き続き「国家の奨励と援助」が規定され、また、「第1章：総綱」の第22条第1項が「国家は、人民に奉仕し社会主義に奉仕する文学・芸術事業、新聞・ラジオ・テレビ事業、出版・発行事業、図書館・博物館・文化館およびその他の文化事業を発展させ、大衆的な文化活動を展開する」と謳っている。

こうした国家(政府)による言論手段・言論空間への「支援」については、一概に否定的評価が与えられるべきではないだろう。しかしながら、国家(政府)が言論手段・言論空間を「独占」している状況が、中華人民共和国成立以降、様々な形で現出した人権抑圧の大きな要因でもあり、それゆえ、この状況をいかに改善・改変するかは、中国の政治的民主化の理論的・実践的課題であり続けた。そして、その課題こそが、言論の自由、報道の自由の実現であった。

中国の憲法学者の多くは、過去および現行の中国憲法の不備を認識しており、国権優位的な中国憲法を立憲主義的意味の憲法へと転生させるべ

く、これまで理論的営為を積み重ねてきた²⁴⁾。憲法学者たちは、中国政府・共産党による強権的・恣意的政策をいかに規範化し、個人の自由・権利を保障するかという課題について思索している。ただし、ここで注意しておくべきことは、彼（女）らが、国家権力の濫用・暴走を警戒すると同時に、大衆運動に対しても懐疑の眼差しを向けていたことである²⁵⁾。いうまでもなく、彼（女）らの脳裏には、「文化大革命」をはじめとする中華人民共和国成立以降繰り返された幾多の大衆運動型政治闘争、およびその結果生じた甚大な災禍という苦い記憶があった。すなわち、彼（女）らにとって、優先的に実現すべきは、「民主主義（民主）」ではなく「立憲主義（憲政）」だったのである。より具体的にいえば、集団・社会に埋没しない個の確立と司法による人権保障の二点が重視された。そうした憲法観は、個にこだわる樋口氏の憲法観や公論を限定的に把握しようとする長谷部氏の憲法観ときわめて親和的なのである。愛敬氏は、「『市民的公共圏』の理論が、市民の民主的討議を通じて国家と市場という二つのシステム合理性を制御していく企図であると評価できるならば、リベラリズム憲法学と『市民的公共圏』の関係は、憲法的価値の実現において、裁判官にではなく、市民自身の民主的討議にどれだけの役割を配分すべきかという問題として再構成できる²⁶⁾」と論じる。中国憲法学が、これまで市民社会や公共圏（公共空間）といった問題について意識的・無意識的に目を閉ざしてきたのも、ある意味で自然なことといえるのかもしれない。

24) 石塚迅「岐路に立つ憲政主張」『現代中国研究』第31号（2012年10月）20-41頁、石塚迅「中国憲法の改正、解釈、変遷」（北川秀樹・石塚迅・三村光弘・廣江倫子編『現代中国法の発展と変容—西村幸次郎先生古稀記念論文集—』（成文堂）2013年、163-190頁）等。

25) 例えば、季衛東著／吉川剛訳「中国の法治はいずこに向かうのか」『中国21』第35号（2011年11月）27-31頁等。

26) 愛敬浩二・前掲注20)、59頁。

二 北京・三味書屋の模索

筆者が三味書屋に注目しそれを検討の素材として取りあげるのには理由がある。

一つは、本論文冒頭で言及したハーバーマスが、「市民的公共圏」を論じるにあたり、サロン、書店、読書を重要視しているからである。ハーバーマスは、「市民的公共性（圏）」の前段階として「文芸的公共性（圏）」を位置づけている。次のような記述が象徴的である。「もっとも、国家と社会の間の緊張場面で公共性をはっきりと政治的機能をひきうけるようになる前に、小家族的な親密領域から起こった主体性は、いわばそれ自身の公衆ともいうべきものを形成する。公権力の公共性が私人たちの政治的論議的になり、それが結局は公権力から全く奪取されるようになる前にも、公権力の公共性の傘の下で非政治的形態の公共性が形成される。これが、政治的機能をもつ公共性の前駆をなす文芸的公共性なのである。それはまだ、それ自身の内部で旋回する公共の論議の練習場であり、これは民間人が彼らの新しい私的存在の直接の経験についておこなう自己啓蒙の過程であった。……政治的公共性は文芸的公共性の中から姿を現わしてくる²⁷⁾」。

もう一つは、以下で詳論するが、三味書屋の店主夫妻（劉元生氏、李世強氏）が、ハーバーマスのいう「公共圏」としての書店の社会的使命を強く自覚していたと、雑誌・新聞・ブログの記事²⁸⁾や直接の取材²⁹⁾を通じて

27) ユルゲン・ハーバーマス著／細谷貞雄・山田正之訳・前掲注2), 48-50頁。

28) 「堅持与創造」『生活』2006年7月号（『生活』月刊：書是為了被束縛的思想而存在的」という表題で三味書屋ブログに転載されていたが（http://blog.sina.com.cn/s/blog_51cb511801009bvd.html）、現在は閲覧できない）、「北京最早最有影響力的民營書店」『新京報』2008年5月29日（三味書屋ブログに転載されている（http://blog.sina.com.cn/s/blog_51cb511801009btr.html））、袁志華「三味書屋—知識分子的精神家園—（2008年7月1日）」2008年7月1日（http://blog.sina.com.cn/s/blog_51cb511801009kgz.html）、劉元生・李世強

筆者が感じたからである。

1. 沿 革

三味書屋は、1988年5月18日に北京市西城区にオープンした。繁華街の西単から西へ徒歩圏内、長安街の民族飯店の向かいという立地の良さである。ちなみに、三味書屋の「本家」は、浙江省紹興市にある、魯迅が12歳から17歳まで学んだ私塾である³⁰⁾。

店主の劉元生氏の前職は英語教師、李世強氏の前職は木材工場労働者であった。その夫妻が、なぜ、職をなげうって、わずかな資産を売り払い、作家、詩人、学者を含む多くの友人たち³¹⁾の助力を得て、小さな書店をオープンさせたのか。「新しい時代の書店を作りたかった」と李世強氏は、オープンの動機を筆者に語ってくれた。「サービス精神にあふれた、商業主義的でない書店」である。「1920年代から1930年代にかけて、魯迅ら文化人が活躍した頃、それを支えていたのが良質の書店だった。上海の生活書店や内山書店が有名であるが、1980年代にそのような書店は中国・北京

「小事一桩二十年（2008年5月18日）」2008年7月11日（http://blog.sina.com.cn/s/blog_51cb511801009op1.html）、劉元生・李世強「繼續行走——一年閏年啓之際的寄語——（2008年12月31日）」2008年12月31日（http://blog.sina.com.cn/s/blog_51cb51180100bklk.html）、「民營書店的二十年堅守」『北京青年報』2013年11月13日等。日本語でも、いくつか取材文があるが、さしあたり、加藤千洋『胡同の記憶—北京夢華録—』（岩波現代文庫）2012年の「11 三味書屋の店主」（105-113頁）を参照。

29) 2014年9月、2015年3月、2016年12月、2017年8月に三味書屋を訪問し、劉元生氏、李世強氏に直接インタビューを行った。

30) 「關於三味書屋的典故」2008年6月18日（http://blog.sina.com.cn/s/blog_51cb511801009fct.html）。

31) すべて挙げることは到底できないが、例えば、聶紺弩氏（詩人・散文家）、樓適夷氏（作家・翻訳家・出版家）、蕭軍（劉鴻霖）氏（作家）、周而復氏（作家）、周紹良氏（文史学者）、劉再復氏（人文学者・思想家）等。李世強氏は、「文化大革命」の際に反動的な発言を理由に投獄されるという憂き目にあい、偶然にも獄中で聶紺弩氏と知りあったという。

にはなかった。あるのは新華書店だけだ。生活書店のような書店を北京に作りたかった」。

三味書屋は、当時の中国・北京でおそらく最も早く全面開架式を導入した書店の一つであった。その当時、中国唯一の国营書店の新華書店では、書架の前にあまねくカウンターがあり、客が書架にある本を手にとってページをめくりたいと思えば、書店従業員にお願いしなければならなかった。書店従業員のサービスもよいとはいえなかった。劉元生、李世強両氏は、「己の欲せざるところは、人に施すことなかれ」を唯一の店訓とし、「客をせきたてることをしない」、「客が本のページをめくることを奨励する」、「客が本を買わずに、どれほど長い時間書店内で座って本を読んでいても、それを歓迎する」、「客を必ず出口まで送る」といったことを書店従業員に徹底させた。

当時の時代の雰囲気も三味書屋の挑戦を後押しした。李世強氏は、書店オープンのもう一つの動機として、その点に言及する。「幾多の政治運動と文化大革命十年動乱により、人々の知識は欠乏し思想は空虚なものとなっていた。人々の知的欲求はかつてないほど切迫し高まっていた。新華書店の経営方式とサービス理念では、これらの需求を満足させることは到底できなかった」。また、「中国政府・共産党の中でも、一定程度、「寛容」の雰囲気があった」。これに加えて、個人経営の書店をオープンさせるにあたり、なお不十分ではあるものの、制度的な保障も存在していた。1980年代、中国政府・共産党は、「改革開放」政策を推進する中で、個人経営経済、私営経済を漸次拡大させる方向に舵を切り、1987年9月には、「都市・農村労働者の個人経済の発展を指導・奨励し、個人工商業者に対する監督・管理を強化し、その合法的な権利利益を保護すること」を目的とした『都市・農村個人工商業者管理暫行条例』が施行されていた³²⁾。三味書屋は、オープンから今日に至るまで一貫して個人工商業者として登記を行

32) その後、2011年3月に、『個人工商業者条例』が採択され、『都市・農村個人工商業者管理暫行条例』に取って代わった。

っている。

「新しい時代の書店」として一般市民の心とニーズをつかみ、中国内外から注目を集めた三味書屋であったが、立地の良さが災いしてか、オープン以降、しばしば都市再開発の波に翻弄されることになる。ある雑誌記事は、「三味書屋は、終始、「文化的使命」と「都市現代化」との間の矛盾に直面し続けてきた」と評している。まず、オープンの1ヶ月後、北京の街を東西に走る地下鉄1号線の延伸工事が始まった。三味書屋の北側と西側は工事用の壁で囲われた。1992年に工事が終わりに近づき壁の撤去が始まったかと思うと、今度は、地下鉄工事の振動が原因で、ある日突然書店のドアが開かなくなった。書店の基盤も損傷していたため、書店は全面的な建て直しを余儀なくされた。

三味書屋にとっての最大の試練は、2002年5月に「取り壊し」の通告を受けたことである。事前の相談はなく、ある日突然、書店の外壁に「店を取り壊し、9月までにこの地域をすべて都市緑地に変える」との通告文が貼られていた。しかしながら、その後も取り壊しについて正式の授權書等が示されることはなく、役人らしき人や商人らしき人が次々と現れては消えていった。このような宙ぶらりんの状態が4年間続き、それによって三味書屋は大きく傷ついた。ようやく、2006年になって、2020年の都市計画図において三味書屋が文物保護区の黄色のラインの中に位置していることがわかり、三味書屋はなおその法的地位に不透明な部分は多いものの、とりあえず小康を得ることとなった。

2. 毎週講座

劉元生、李世強両氏は、三味書屋のオープン当初から、書物を通じての人と人との交流にこだわり、三味書屋がその交流の拠点になることを希望し、また実際に交流の拠点になりえたことに自負をもってきた。両氏は、2008年5月の三味書屋オープン二十年を迎えて次のように語っている。「私たちが設けることのできた小さな空間は、少しずつ、みんなの書店、みんなのカフェ、みんなの講堂—みんなの家へと育っていった。……社会

が複雑化し急速に変貌する中で、我々は精神的な家、すなわちみんなが求めているような三味書屋を守っていきたくて考えているにすぎない³³⁾」。人と人との交流の舞台を設けるにあたり、両氏が特に重視したのが、「民間」と「平等」であった。「中華民族の文化的基礎の養分は、象牙の塔にあるわけでも、権力のピラミッドにあるわけでもない。それは、民間にこそ息づいているのだ³⁴⁾」。以下で詳しく紹介する「毎週講座」も、学者、作家、芸術家だけでなく、政府官僚や、さらにはタクシー運転手等の「普通の」人まで、実に様々な人が講師となった。劉元生氏は、新聞のインタビューに応じる中で、書店の社会的使命について次のように明言する。「書店は、これまでその時代の思想を交換する市場であり、公衆の言説（公共言論）を作り出すにあたり積極的な役割を果たしてきた。書店は、常に言論の自由を防衛する陣地である。……書店を訪れるのは本を買うためとは限らない。……民主は叫ぶものではなく支えるものなのだ³⁵⁾」。そして、「生命とは一つの過程であり、それは書籍、作家、書店および無数のその他を包含する集合体であることを確信する³⁶⁾」。

両氏は、三味書屋オープン当初から、書店内で、読書会、学術討論会、著者サイン会、ミニ音楽会等、様々な「交流」の催しを開いてきた。いずれも、当時の書店では他に例を見ない斬新な試みであった。

両氏の「思い」の集大成ともいえるのが、「毎週講座」と呼ばれた講演会である。三味書屋オープン当初から不定期に開催していた読書会を発展させて、2003年以降、毎週土曜日午後（15:00～17:30）に講演会を定例化した。すでに言及したように、講演会の講師はその経歴、職業、専門分野、思想観点等においてバラエティに富んでおり、まさに多士済々といえる。例えば、筆者のよく知る憲法学の分野についてみても、自由主義派の李步雲氏、蔡定劍氏、張千帆氏、王建勳氏、新左派の高全喜氏らが講師を

33) 前掲注28)「小事一桩二十年」。

34) 前掲注28)「北京最早最有影響力的民營書店」。

35) 同上。

36) 前掲注28)「堅持与創造」。

務めた。李世強氏へのインタビューによれば、講師の人選は基本的には劉元生氏と李世強氏が自ら行っていたが、講演に来てもらった講師に他の講師を推薦してもらうこともあったという。また、自由主義派だけでなく新左派も講師として招いた点について、李世強氏は、「様々な観点の自由な交流が望ましく、一方の観点のみを提示するという「一言堂」の雰囲気にはしたくなかった」と述べていた。「ただし、それには前提がある。それは、本当のこと（真話）を自由に話すこと」。

この「毎週講座」は盛況で2011年1月まで続いた。「いつ終了したのか」という筆者の問いに、李世強氏は「私たちは「終わった」とは思っていない。「終わらされた」のだ」と語気を強めた。インタビューに対する李世強氏の回答をかいつまんで述べると以下ようになる。「『自由・独立の思考』と『主流の思考』とはしばしば矛盾し衝突する。当局は、ずっと私たち三味書屋に関心を示し、私たち三味書屋を警戒してきた。実際に、しばしば、当局が講師や講演テーマを変えるよう干渉してきたが、私たちはあまりそれに従わなかった。当局との駆け引き（ゲーム）がずっと続いていたのである」。

ゲームに終わりが訪れたのは、2011年春節明けである。周知のとおり、2010年冬から北アフリカやアラブで革命や政変が発生した。「ジャスミン革命」と呼ばれたチュニジアの民主化運動・革命に触発され、中国でも2011年2月に「茉莉花（ジャスミン）革命」と称する大規模民主化デモを呼びかける動きがあったといわれている³⁷⁾。李世強氏によれば、この時期に当局が三味書屋にやってきて、以後「毎週講座」を開かないように通告したという。文書による通知はなく、当局も「関係部門」としか名乗らなかったが、かなり強い口調でいわれたので、李世強氏らは状況が厳しいことを悟り「毎週講座」を当面中止せざるをえなかった。

37) 「中国でも民主化の動き活発化の可能性、警戒強める公安当局」『毎日新聞』2011年2月20日、「中国：集会封じ込め、ネット上の呼び掛けは継続」『毎日新聞』2011年2月21日。

三 公共圏（公共空間）の発展を妨げる「前門の虎，後門の狼」

三味書屋の試みは，店主の劉元生，李世強両氏の願望からみても，実際の経営・活動の歴史からみても，一貫して公共圏（公共空間）の創出・発展を目指したものであったと評価できる。

かつて，民主派知識人の胡平氏は，「権力者（当局者）が異なる意見の持ち主を処罰する権力をもたない時に」，「人々の言論の権利が善良開明な君主の保護を必要とせずに独立して存在しうる時に」，「人々が権力による言論に対する干渉の企てに抵抗することを身につけた時に」，初めて真の言論の自由があるといえる」と説き³⁸⁾，言論の自由の定着のために，人々の覚悟と「独立自主の言論陣地」の構築を強く訴えた³⁹⁾。「独立自主の言論陣地」こそが公共圏である。専制主義者たちからみれば，こうした「独立自主の言論陣地」が構築されることは，自らの政権基盤の動揺を意味する。「独立自主の言論陣地」の構築さえ阻止すれば，専制主義の体制は継続しうる。

1949年10月の中華人民共和国成立以降，今日に至るまで，中国政府・共産党は，自らの体制の維持を図るため，ありとあらゆる手段を講じて人々の思想・言論の交流の遮断に努めてきた。すでに述べたように，『1954年憲法』では，言論の自由に関する第87条の後段において，権利の物質的保障に関する条文が存在した。かつて，西欧諸国の人権の「虚偽性」を激しく批判し権利の「階級性」や「具体性」を強調した社会主義国の憲法の多くは，こうした権利の物質的保障に関する条項を有していた。こうした条

38) 胡平著／石塚迅訳『言論の自由と中国の民主』（現代人文社）2009年，38頁。

39) 「民主牆：十年後の反思」（1988年11月）（胡平『中国民運反思』（牛津大学出版社）1992年）。胡平氏ホームページから引用（<http://huping.net/hp/works/demostategy/demostategy-2-1.htm>）。さらに，胡平氏は，同論文の中で，「自主的な公共コミュニケーション空間」という表現も用いている。これは，ハンナ・アーレントの提起した概念である。

文に、一定の肯定的な評価を与えることはもちろん可能である。しかしながら、胡平氏にいわせれば、それは、中国政府・共産党による言論空間の独占に他ならない。

三味書屋の模索は、中国政府・共産党からすれば、現体制への挑戦以外の何ものでもなく、やはり相当に目障りだったのである。

これまで述べたように、三味書屋の願望の実現にとって、最大の障害となるのは、中国政府・共産党による干渉・抑圧である。その一方で、もう一つ、三味書屋の経営にとって脅威となるものがある。それは、新自由主義とインターネット社会の到来である。自由と公共圏にとっての最大の障害たる公権力が撤退したとしても、私的な権力や市場経済がその空白に入り込み、その結果、自由と公共圏が浸食される可能性がある。新自由主義あるいは市場のグローバル化の問題については、2000年前後より日本の憲法学界でもしばしば議論が展開されてきた⁴⁰⁾。理論的な検討については次章に譲るとして、ここでは、三味書屋をとりまく現状を一瞥しておきたい。

書店、とりわけ店舗という実体をもつ書店（日本ではリアル書店、中国では実体書店と呼ばれる）を取り巻く環境はきわめて厳しい。日本では、書店調査会社「アルメディア」の調査によれば、1999年に22,296店だった日本の書店数は、2015年には13,488店へと激減した⁴¹⁾。この要因としてしばしば指摘されるのが、書店の大型化・チェーン化、アマゾンをはじめとするネット書店（オンライン書店）のシェア拡大、電子書籍配信の増加等である⁴²⁾。

40) 例えば、日本公法学会では、2001年に「グローバル化と公法」が、2011年に「国家の役割の変容と公法学」がそれぞれ大会共通テーマとなり（『公法研究』第64号（2002年）、『公法研究』第74号（2012年））、全国憲法研究会では、「グローバル化・格差社会」・憲法理論」が2008年の研究集会テーマとなった（『憲法問題』第20号（2009年））。

41) 『文化通信』2015年5月18日。

42) 星野渉「書店の可能性とリスク」『情報の科学と技術』第63巻第8号（2013年）315-321頁。

中国の状況も、日本と同様深刻である。中国の書店数についての統計を筆者は直接目にしたことはないし、「今日に至るまでいったいどれほどの書店が店を閉じたのか、誰にもわからない」といわれるが、「しばしば引用される数値は、中華全国工商連合会書業商会在調査したところによると、過去10年で5割近くの民営書店が倒産・閉鎖した、というものである⁴³⁾。「2007年から2009年の間に、民営書店が10,000店も減少した」という記事もある⁴⁴⁾。実際に、北京では、2010年に入り、第三極書局、風入松書店、光合作用書房といった大型の民営書店が次々と営業停止・倒産に追い込まれ、市民に衝撃を与えた。リアル書店が苦境に立つ理由もまた日本と同じである。中国でも、「リアル書店の版図が、次第にネット書店と電子出版物に併呑されつつある⁴⁵⁾」のである。

中国政府・共産党も手をこまねいていたわけではない。例えば、2010年1月には、新聞出版総署関連部門の主導の下で、中国出版事業者協会、中国書刊發行業協会、中国新華書店協会によって『図書公平交易規則』なる文書が制定・発布された⁴⁶⁾。その第23条では、優待価格は定価の85%を下回ってはならない、と記されている。また、2011年7月には、共産党中央宣伝部が、新聞出版総署、住居および都市農村建設部と連名で『都市農村における出版物發行ネットワークの建設の強化に関する通知』を発布し⁴⁷⁾、出版物發行ネットワークつまり書店を開店するにあたり、地方の政府・共産党が政策、資金、課税、土地利用等の面で必要な扶助を与えるよう指示した。しかしながら、これら文書は、強制力がないため実効性に乏しい⁴⁸⁾。

43) 張成龍「逝去的傳統書店」『企業家信息』2011年第11期（『中国社会科学網』に転載されている（http://www.cssn.cn/ts/ts_scfj/201403/t20140320_1037855.shtml））。

44) 同上。

45) 同上。

46) 「我国《図書公平交易規則》発布」『光明日報』2010年1月10日。

47) 「中宣部等要求各地扶持書店建設」『光明日報』2011年7月22日。

48) 陳永東「図書公平交易規則或成一紙空文（2010年1月12日）」（『陳永東的博

そして、一見似ているようにみえる中国と日本の状況で、両者が決定的に異なるのは、中国における新華書店という国有の大型書店の存在である。1990年代に入り多くの民営書店が誕生したとはいえ、新華書店は今なお別格の存在である。新華書店は、1937年4月に延安で成立した由緒ある書店で、2002年4月に中国共産党中央・國務院の批准によって「中国出版グループ」が設置されたのに伴い、同グループに属することとなった。同グループの基本的趣旨は、「中国的特色を有する社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ、……党の路線・方針・政策を宣伝」することである⁴⁹⁾。つまり、日本と中国では、書店相互の自由競争の前提条件が異なるのである。中国においては、しばしば、書店に対する「諸政策がまず考慮するのは、国有の出版グループの生存なのである」という批判が民営書店の側から投げかけられる⁵⁰⁾。

三味書屋も、店を一日開ければその分赤字が膨らむ、という経営状態であるという。三味書屋が立地する西単には、1998年5月に開業した、北京の新華書店で最大規模を誇る「北京図書大厦」がそびえ立っている。かつて、三味書屋は、複数の従業員を抱え、朝の8時から夜の10時まで開業していたが、現在、従業員はアルバイトの1名、開業時間も正午から夜7時までである。ネット書店の発展とリアル書店の苦境についても、李世強氏に質問をぶつけてみた。李世強氏は、「確かに、インターネットの発展やグローバル経済の拡大がリアル書店に影響を与えている」と認める。「しかしながら、これらは、リアル書店の衰退にとって、絶対的・重要な要因ではない」と述べる。「外国でも、インターネットは発展しているが、良い書店もたくさんある」。それでは、何が問題か。「政府の中小書店に対する優遇政策はあるにはある。しかし、重要なことは優遇ではなく、管理を減らすことだ」と李世強氏は訴える。李世強氏によれば、中国では毎年多

客」(http://blog.sina.com.cn/s/blog_541bdbb80100gjzk.html)。

49) 「中国出版集团公司概況」(中国出版集团公司ホームページ(<http://www.cnpubg.com/overview/>))。

50) 張成龍・前掲注43)。

く出版物が生まれるが、そのほとんどが教材や学習参考書であるという。「中国では良書が少ないのだ」、「新しい思考は管理の少ないところから生まれる」というのが、李世強氏の結論である。

筆者は、中国の公共圏発展にとって、中国政府・共産党による干渉・抑圧がいわば「前門の虎」であり、新自由主義経済の跋扈が「後門の狼」であると捉えている。これについて、三味書屋の李世強氏は、何よりもまず、「前門の虎」に対処することが最優先の課題であり、「前門の虎」を退けることで自然と「後門の狼」の脅威も緩和されるはずだ、と考えているようである。「前門の虎」への対処を優先させた結果、「後門の狼」の侵入を許したとしてもやむをえない、と覚悟しているかどうかはわからないが、商業主義的な書店ではなくあくまでも人々が交流する書齋・サロンでありたい、という三味書屋の強い矜持を感じとることができる。

四 中国憲法学の課題再論

筆者は、かつて、中国において、憲法学者たちの憲政主張と一般大衆の希求するところとの間に一定の距離があることを、「私有財産権」、「司法権の独立」、「憲政」といった語・概念に注目しつつ明らかにした。距離が生じるのは、憲法学者たちの主張が、民主主義（民主）よりも立憲主義（憲政）に傾斜し、公正・平等よりも自由に傾斜しているからである⁵¹⁾。

公共圏（公共空間）をめぐる問題状況もこの延長線上にある。その意味においては、現時点において、中国憲法学（の主流）が公共圏（公共空間）問題に理論的にコミットできる余地はあまり大きくないのかもしれない。すなわち、二と三で紹介・考察した三味書屋のようなケースに即していえば、当局の干渉・抑圧を排除し「自由」を確保するにあたっての処方箋（理論と制度的枠組み）しか提示できないことになる。それは、自由主義的な公共圏の構築である。しかしながら、三味書屋の願望に思いをめぐ

51) 石塚迅・前掲注24)「岐路に立つ憲政主張」28-34頁、37-38頁。

らせた時、あるいは、三味書屋のような中小民営書店の現在の経済的苦境を省察した時、それでは議論の幅が狭いように感じる。

筆者は、もし、中国憲法学が公共圏（公共空間）問題に理論的にコミットすることを望むのであれば⁵²⁾、「民主的なもの」と「社会的なもの」の再認識・再構築が必要になってくると考えている。

一つめの「民主的なもの」については、小沢隆一氏が、日本の状況に即してではあるが、日本の「近年の憲法学での民主主義論の特徴は、その制度論的、形式民主主義的性格が濃厚なことであり、こうした「傾向は、「民主主義」の実質を問う視角の欠如ないし希薄化をもたらすものといえる」と指摘した上で、「新たなより民主主義的な公共圏概念の設定」を説く⁵³⁾。

毛利透氏は、一で紹介した長谷部氏のハーバーマス批判に対して、次のような反批判を展開する。第一に、長谷部氏の立場は、公的領域における政治的発言に自己検閲を要求することになる。第二に、公的な議論の場と私的な議論の場とは物理的に分けられるものではない。言論の「意味」は当事者が決めるものではなく、往々にして社会に押しつけられるものなのである。第三に、長谷部氏のイメージするような一定の「場」に参加できない一般市民には、「自由」が認められるかわりに、「社会全体の利益に関わる討議」を行うことがもはや認められなくなる。それにより、表現の自由と民主政との関連が断絶してしまう。第四に、「討議」と「決定」とは峻別すべきである。自由の行使が直接に多様な価値観の共存体制を危機に

52) 一部の憲法学者・法哲学者は、ブログやエッセイ集の出版等を通じて社会に向けて頻繁に自らの観点・主張を提示し、「公共知識人」としての社会的責任を果たそうとしているかのようである（周永坤『公民権利—有尊厳の活着—』（人民出版社）2010年、張千帆『憲—in 生活中的憲法蹤跡—』（中国民主法制出版社）2011年、季衛東『大變局下的中国法治』（北京大学出版社）2013年、林來梵『文人法学（増訂版）』（清華大学出版社）2017年等）。「公共知識人」としての憲法学者に対する社会の期待も依然として高い。

53) 小沢隆一「民主主義と公共圏」（森英樹編・前掲注20）、47-48頁、52頁）。

陥れるとは考えにくい⁵⁴⁾。「民主政は、自由のもつ潜在的な政治力に自らの正統性を賭けているのであり、「私の意見を公に述べることは、私的な表現の自由の行使であると同時に公論形成への寄与である」。「それ自体としては無力な表現活動の自由こそ民主的に世界を変える唯一の正当な手段である」というのが毛利氏のテーゼである⁵⁵⁾。

筆者は、「民主主義に対する懐疑」を基底とするリベラリズム憲法学は中国においても主流の地位を占めていると認識している。だとすれば、小沢氏や毛利氏の指摘や批判は、中国憲法学に対しても重く響く。

二つめの「社会的なるもの」についても、小沢氏は日本のリベラリズム憲法学を厳しく批判する。日本の憲法学は、「[社会権 = 国家によって保障される権利]という観念の「呪縛」によって、社会権保障の問題を市民社会や地域社会という「公共圏」の問題として扱う指向性が、とりわけ弱かった。……むしろ、新自由主義的な経済と国家政策が福祉国家的な社会権保障の切り崩しを強めていることもあって、社会権の原理の抑制や憲法学からの「放逐」を志向する議論すら現れつつある⁵⁶⁾」。また、工藤達朗氏は、「自由は一定の現実的な諸条件に依存しており、それらの諸条件は、今日、個人がすべて自力で調達できるものではない。むしろ国家が調達し管理統制することに基づいている。国家が撤退すると、私的な権力や市場経済がそこに入り込み、その結果として自由の前提が掘り崩されてしまうかもしれない。このような自由の前提を創設するという機能が国家には普遍的に課されているのではないか」と述べ、新自由主義に対抗するため、「国家の復権」を構想する⁵⁷⁾。

現在、中国においても、国家の関与を前提とする積極的権利が憲法に多く規定されすぎているのではないかという疑義がリベラリズム憲法学者か

54) 毛利透・前掲注16), 28-30頁。

55) 毛利透・前掲注16), 31-33頁。

56) 小沢隆一・前掲注53), 50-51頁。

57) 工藤達朗「市場のグローバル化と国家の位置づけ—憲法の視点から—」『公法研究』第74号(2012年10月)16-17頁。

ら呈されている。小沢氏の批判は、この点についても、中国憲法学に対して当てはまる。

結局のところ、「民主的なるもの」と「社会的なるもの」の再認識・再構築という課題に取り組むことは、中国憲法学にとっては現時点ではできぬ相談なのかもしれない。すでに繰り返し強調したように、中国憲法学（の主流）は、その喫緊の課題を「国家と個人の二極対立」という構造の実現においている。この構図の下で、「憲法を至上とする原則の下に、司法審査の制度布置によって、人権を適切に保障させ、権力を濫用する政府の行為を制限する」ことこそが憲政（立憲主義）である⁵⁸⁾。彼（女）らにとって、「民主的なるもの」は、かつての「文化大革命」や薄熙來の重慶統治といった大衆動員型あるいはポピュリズム型の「大民主」を想起させる。また、彼（女）らの中で、「社会的なるもの」は、「社会主義的なるもの」としばしば等号で結ばれる。やはり、社会主義体制下での社会権の擁護は自由主義体制下での社会権の主張とその意味合いが相当異なるのである。中国において、「社会的なるもの」を擁護することは、現存の社会主義体制の下での既得権益を温存させることにつながってしまう。三で述べたような書店に対する優遇の諸施策が結果として国有の新華書店を救済する効果しかもたないのはその一例である。

樋口氏や阪口正二郎氏は、日本の戦後憲法学が、アメリカをはじめとする西欧を「オモテの準拠国」とする一方で、社会主義を「蔭の準拠国」として、「立憲主義」に対して一定の懐疑をもって、距離をおいてこれにコミットしてきた、と指摘する⁵⁹⁾。中国ではそうではない。中華人民共和国成立以降、社会主義は一貫して中国憲法にとって「オモテの準拠国」であり、今なお、中国政府・共産党レベルは公式にはこの立場を維持している。こうした状況からの離脱こそが、中国の多くの憲法学者の理論的目標であるとすれば、彼（女）ら自身の憲法理論に簡単に「社会主義的なるも

58) 季衛東著／吉川剛訳・前掲注25), 31頁。

59) 樋口陽一・前掲注19)『近代国民国家の憲法構造』216-218頁、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』（日本評論社）2001年、4頁。

の」を残存させるわけにはいかないであろう。

それでもあえて食いが下がるとすれば、「民主的なるもの」の内包は豊富で外延は広範であり、「社会的なるもの」と「社会主義的なるもの」は必ずしもイコールではないはずである。大衆動員型でもなくポピュリズム型でもない、立憲主義と結びつきうる民主主義、公正や平等にも一定程度目配りをした自由主義の理論構想を中国憲法学はなしうるか。この点、人民民主（人民主権）、社会主義、法治国家という三つの基本原則を中国の国家の性質と位置づけて中国憲法を再把握することを試み、「民主的、社会的法治国家」を標榜するドイツ基本法への接近可能性を模索する林来梵氏の憲法観⁶⁰は、いまだ具体化してはいないものの、注目に値するといえよう。

また、日本では、戦後、基本的人権の制約根拠として、『日本国憲法』の「公共の福祉」という文言の解釈に、憲法学界、裁判実務界の関心が集まり、研究と判例が蓄積されてきた。中国憲法で、文言上、「公共の福祉」に相応するのは、「中華人民共和国の公民は、自由と権利を行使するにあたり、国家・社会・集団の利益およびその他の公民の合法的な自由と権利を損なってはならない」と記述する第51条であろう。「国家は、公共の利益の必要のために、法律の規定に基づき土地を徴収または徴用することができ、あわせて補償を行う」（第10条第3項）といった条文もある。中国憲法が裁判規範性をもたないという大きなハンディキャップはあるものの、以上のような条文の解釈作業を通じて、人権（権利）の保障の範囲、さらにはそれを画する「公共の利益」とは何かを明らかにしていく。これならば、「民主的なるもの」や「社会的なるもの」に躊躇を示す現在の中国憲法学もなしえるだろうし、むしろ、この作業こそが、実体論においてリベラリズム、方法論において解釈学に傾斜する中国憲法学の腕の見せどころなのであろう。

60) 林来梵『憲法学講義（第2版）』（法律出版社）2015年、202-204頁。

おわりに

以上、本論では、北京の三味書屋の願望と模索を事例として取りあげ、中国における「市民的公共圏」の実践的・理論的課題の一端を明らかにした。三味書屋の試みは、人々が交流する書齋・サロンを目指すという1980年代後半当時では斬新かつ画期的なもので、その後、多くの書店が三味書屋に続くことになる⁶¹⁾。そうして芽生えかけた中国の「市民的公共圏」は、現在、中国政府・共産党による干渉・抑圧と新自由主義の跋扈という「前門の虎、後門の狼」にその生存が脅かされている。しかしながら、中国憲法学の主流は、リベラリズム憲法学に傾斜し「国家と個人の二極対立」という構図の実現にこだわるあまり、こうした現状に対して、十分に理論的に対応できていない。もちろん、筆者自身、憲法学者たちの主張・理論構成には首肯できる点も少なくない。人民民主主義独裁という名の下で深刻な人権侵害が生じた過去、および社会主義体制の温存が様々な面で人権の実質的保障の障害となっている現在に鑑みれば、「民主よりも自由・憲政を」という彼（女）らの理論指向⁶²⁾には説得力がある。

現実世界において、彼（女）らの公共圏（公共空間）や市民社会に対する関心も総じて高いとはいえない。筆者は、本論文を構想・執筆する際、何人かの憲法学者と意見交換したが、「自由競争の中で、中小の書店が倒

61) おそらく、その中で最も有名な書店が劉蘇里氏が開いた万聖書園であろう。万聖書園もこれまで多くのメディアで取りあげられている（例えば、徐慧「劉蘇里：我是如何經營万聖書園的」『北京現代商報』2003年4月1日（『人民網』に転載されている（<http://www.people.com.cn/GB/shenghuo/78/115/20030401/960190.html>））、「書棚から見える中国（劉蘇里さんインタビュー）」『朝日新聞』2015年9月12日等）。

62) 例えば、杜鋼建「新憲政主義与政治体制改革」『浙江学刊』1993年第1期、17-21頁、周永坤・朱応平「否決一府両院報告是喜是憂」『法学（滬）』2001年第5期、7-11頁、張千帆「從“人民主權”到“人權”——中国憲法学研究模式の変遷——」『政法論壇』2005年第2期、3-9頁等。

産するのは当然のことでありやむをえないのではないか」, 「ネット書店の発展や電子出版物の増加で消費者は十分な利益と便宜を享受している」, 「インターネット公共圏は中国において着実に根づきつつあり, SNS, ツイッター, ミニブログ等で意見を発信できるし他者とも交流できる」等々の感想が彼（女）らの口から聞かれた。こうした感想は, ハーバーマスの「文化を論議する公衆から文化を消費する公衆へ」という一節を想起させる。ハーバーマスは, 資本主義の進展により, 文筆の公共性は崩壊し, 「公衆は, 公共性なしに論議する専門家たちからなる少数派と, 公共的に受容する一方の消費者たちの大衆へと分裂」したと論じたが⁶³⁾, この論理は, 憲法学者ら知識人と一般大衆との間にどこまでも深い断絶がある中国の現況についても一定程度あてはまるように思う。また, 「インターネット公共圏」については, 確かに, そこでの情報交流や情報発信が, 中国政府・共産党に強いインパクトを与え, 中国の社会変革に積極的な影響をもたらしていることは間違いない。しかしながら, インターネットにおける議論は非対面性と匿名性を最大の特徴とする。「コミュニケーションに対する倫理的責任感の希薄化, 言説の非合理性および質の低下という諸問題をも, 多かれ少なかれ, もたらしているのではなからうか」という季衛東氏の危惧⁶⁴⁾を筆者も共有する。インターネットの発展およびそこでの議論は, 「市民的公共圏」を補完する機能は果たすものの, リアルな「市民公共圏」に取って代わることはできないし, またそれを期待するべきではないだろう。

三味書屋のような微力ではあるが無力ではない無数の「顔のみえる」公共圏がしぶとく生存し多様に交叉する。その中で, 中国の「市民的公共圏」の発展にかすかな光明がみえてくるのであろう。そして, 中国憲法学が, その理論的可能性および制度的保障の枠組みに研究関心をもてば, 市民的公共圏（公共空間）とリベラル・デモクラシーの理論的・実践的接近

63) ユルゲン・ハーバーマス著／細谷貞雄・山田正之訳・前掲注2), 215-231頁。

64) 季衛東「中国的公論の諸相—基層秩序生成の動態と言説媒体—」（三谷博編『東アジアの公論形成』（東京大学出版会）2004年, 268頁）。

を展望することも可能となろう。

- * 本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金（基礎研究（C））「権威主義体制下の憲法観—中国憲法と近代立憲主義との「距離」—」（課題番号：15K03105）（2015～2017年度）に基づく研究成果の一部である。